

占用期間が延長

米子市と連携して申請すると

## 沿道飲食店等の路上利用(テイクアウト、テラス営業等)に伴う道路占用が可能に!!

米子市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための**緊急措置**として、米子市と地元関係者の協議会等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を以下のとおり緩和することとなりました。

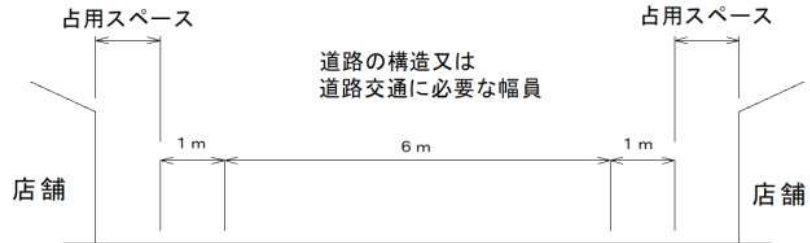
<b>緊急措置(緩和)の概要</b> 道路の交通等に支障を及ぼさない範囲で、路上利用が出来る	
占用主体	米子市又は関係団体※ <sup>1</sup> による一括申請※ <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup> 地元関係者の協議会等、米子市が支援する民間団体(商店街振興組合、商工会等)など ※ <sup>2</sup> 個別店舗ごとの申請はできません
占用目的	新型コロナウイルス感染症対策のための飲食、物販業など(交通の安全確保に支障をきたす恐れがあるものを除く)の暫定的な営業であり、テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設であること ※ 占用者による一括申請で、自店舗の前面のみに限らず、占用範囲の中で占用者が調整し、各々に使用する範囲を決めることが出来ます ※ 占用場所から離れた沿道店舗以外の利用も可能となりますが、占用者において当該占用対象地域との合意形成が必要となります ※ 営業時間のみでの占用であり、閉店後は撤去が必要となります
占用場所	米子市道で道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 (裏面 占用スペースの考え方参照)
占用料	<b>免除</b> (占用対象地域周辺の道路が清潔に保たれるよう清掃など道路の維持管理に協力していただいている場合)
占用期間	<b>令和3年9月30日まで</b> (令和3年3月31日までを延長)

### 【お問合せ】

米子市 都市整備部 建設企画課 管理担当  
〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
TEL:0859-23-5241 FAX:0859-23-5396

## 占用スペースの考え方

(パターン1)  
交通規制なし※両側通行



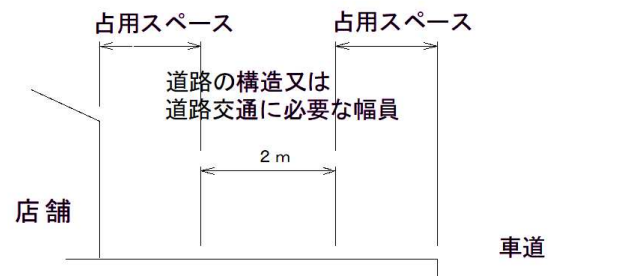
(パターン2)  
一方通行



(パターン3)  
車両通行止め※許可車両のみ通行



(パターン4)  
歩道



※点字ブロックがある場合、  
点字ブロック端から60cm  
確保する必要があります。